鴻巣市総合教育会議規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律16 2号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、鴻巣市 総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務等)

- 第2条 総合教育会議の所掌事務等は、次のとおりとする。
 - (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
 - (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の市の教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
 - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
 - (4) 前3号に掲げる事項に関する構成員の事務の調整 (構成員)
- 第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

- 第4条 総合教育会議は、市長が招集し、その議長となる。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると 思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合 教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取等)

第5条 総合教育会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者又は 学識経験を有する者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提供を求め ることができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これ を公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市長政策室総合政策課において処理する。 (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合教育会議に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月31日から施行する。